

権利擁護マニュアル

I. 権利擁護安全委員会の設置

1. 設置目的

権利擁護安全委員会を設置し、虐待防止に向けての現状把握及び改善の方法等を検討するとともに、人権の尊重や権利擁護の具現化をしていくことにより、利用者に対するサービスの質の向上につなげていく。

2. 委員会の責任者

社会福祉法人陽光会 理事長 寺尾 博幸

3. 委員の構成員

委員は、常務理事・施設長・所長・課長・主任・チーフ・支援員・利用者代表・家族代表で構成する。

緊急に対応が必要な場合は虐待対応委員会を設置し、権利擁護安全委員の中から構成する。

4. 委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催する。

その他、必要な場合は都度開催する。

5. 委員会では、施設全体による利用者の権利擁護に対する適切な配慮がなされているかを次の項目に従って協議する

(1) 職員の人権意識、知識や技術向上の研修会の実施

(2) 実効性のある苦情解決体制の構築

(3) 虐待を防止するための体制づくり・具体的な環境整備

①事故・ヒヤリハット報告書の活用

②自己チェック表とPDCAサイクルの活用

(4) 虐待（不適切な対応例）発生後の対応と総括

II. 虐待防止と対策

1. 虐待防止の考え方

施設内虐待は、集団的対応性、密室性、閉鎖性などの施設の構造的要因によるものが多く、施設内虐待を「ゼロ」にすることは難しいと考えられる。虐待はいかなる場所でも行われることを念頭に対応していくことが必要。

2. 虐待の定義

障害者虐待の主な種類及び定義、その具体例

種類	定義	具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為、体を縛り付ける行為、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為をいう。	平手打ちをする。殴る。蹴る。壁に叩きつける。つねる。無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる。火傷。打撲。椅子や柱、ベッドに縛り付ける。施設側の管理の都合で睡眠薬等の服薬をさせる。…など。
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度	「ハカ」「あほ」などの障害者を侮辱する言葉を浴びせる。

	無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。	怒鳴る。罵る。悪口を言う。仲間に入れない。子供扱いする。1人だけ異質な色の服や帽子を着けさせるなどの人格を傷つけるような扱いをする。話しかけているのに無視をする。…など。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をいう（表面上は同意しているように見えても、相手の判断能力に付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。	性交。性器への接触。性的行為を強要する。裸にする。キスをする。わいせつな言葉を言わせる。…など。その他に、入浴や排泄などの異性介助についても広義の性的虐待に該当する。
ネグレクト	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話を介助をしないこと、必要な福祉サービスや医療、教育などを受けさせないこと、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。	長時間食事や水分を十分に与えないで空腹状態や栄養失調・脱水症状の状態にある。食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。あまり入浴させない。汚れた服を着させ続ける。排泄の介助をしないことで衛生状態が悪化している。髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしていない。ゴミを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。学校に行かせない。必要なサービスを受けさせない・制限する。同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。…など。
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取すること。また、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	年金や賃金を搾取する。本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等への寄付をする。日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない…など。

3. 虐待の未然防止

職員の責務として、職員は自ら利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた施設として、利用者が安心してサービスを利用できるように努める。

- (1) 職員は、利用者との日常的なコミュニケーションを大切にするとともに、相談・苦情はサービスの質を向上させる上で、重要な情報であるとの認識の下に、日々のサービスを提供する。
- (2) 施設利用者を支援する際に、いつのまにか人権を侵害していることがないか、人権を擁護できているかを客観的に自己評価するため、施設職員が自らの行動を点検するチェックリストを活用する。
- (3) 利用者等に被害を及ぼすことはなかったが、施設職員が支援を行う過程等において、ヒヤリとしたり、ハットした経験を有する事例（ヒヤリ・ハット）の情報を共有化するとともに、効果的な分析を行い、虐待の防止に役立てる。

4. 虐待の早期発見・対応

- (1) 権利侵害行為の防止に関する普及・啓発に努める。
- (2) 行政窓口における苦情の受付、運営適正委員会における苦情解決制度の活用を図る。

5. 発見した時の対応手順

虐待を発見・発生した場合の対応フローチャートに基づき行う。

(1) 虐待に関する情報を得たときの対応

利用者が虐待を受けている時、または虐待されているのを発見した時には、権利擁護安全委員会に相談し、委員会はその内容を把握し、施設長等に報告する。

※受付書の作成。

(2) 虐待発生時の対応

虐待の発生時、まず利用者等の安全、安心の確保をした上で、迅速に組織として対応するため、施設長等を責任者とする体制を確保し、事実確認のための調査、対応策や再発防止策などの検討を行う。

(3) 対外的な説明

施設は、利用者の保護者等に対して、速やかに誠意ある対応、説明を行い、内容によっては家族会・保護者会に対して事実・対応等の報告を行う。

必要に応じ、社会的責任を果たす観点から事実を公表するとともに、報道機関からの取材等には被害者等のプライバシー保護に留意しながら、施設長等を窓口として適切に対応する。

Ⅲ. 身体拘束の対応

1. 身体拘束の考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待であり、身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けて職員全体で取り組む必要がある。

2. 身体拘束の緊急やむを得ない場合とは

「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断する。

身体拘束の内容、目的、時間、気管などを利用者や家族などに対して十分に説明し、理解を求めること。

この場合の緊急とは、予想し得ない状況の発生により応急的に対応することを指し、日常的に予想し得る状況で事前予防的に対応するものを含まない。従って、転落のおそれのある利用者への転落防止や、他害行動のある方への予防的対応は緊急に当たらない。

また、予想される状況は、「拘束等行動制限」以外の他の対応策が事前に検討され、緊急の状態により、その対応策によって、本人または他の利用者の生命または身体を保護することが困難となった場合を指す。

従って、こうした状況は永続的に続くものではなく、緊急やむを得ない状況が終了した場合には、速やかに「拘束等行動制限」は解除する。さらに、同様の緊急状態が頻回する場合は、これに対応策を検討する。

例：予想されていなかった本人の症状や情緒の急激な変化への応急的対応

災害・事故（当該本人・他の利用者を問わず）発生等に伴う応急的対応

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応手続き

(1) 組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定をする。この場合管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席する。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時間などを統一した方針の下で決定する。

(2) 利用者本人や家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適時利用者本人や家族に十分に説明をし、理解を得られるように努める。

(3) 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項記録する。

※身体拘束記録用紙を記入する。

4. 日常の支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

(1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。

(2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない。

(3) 利用者の想いを汲みとり、利用者の移行に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。

(4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的。精神的）を安易に妨げない。

(5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者の主体的な生活を援助する。

虐待を発見・発生した場合
対応フローチャート

